

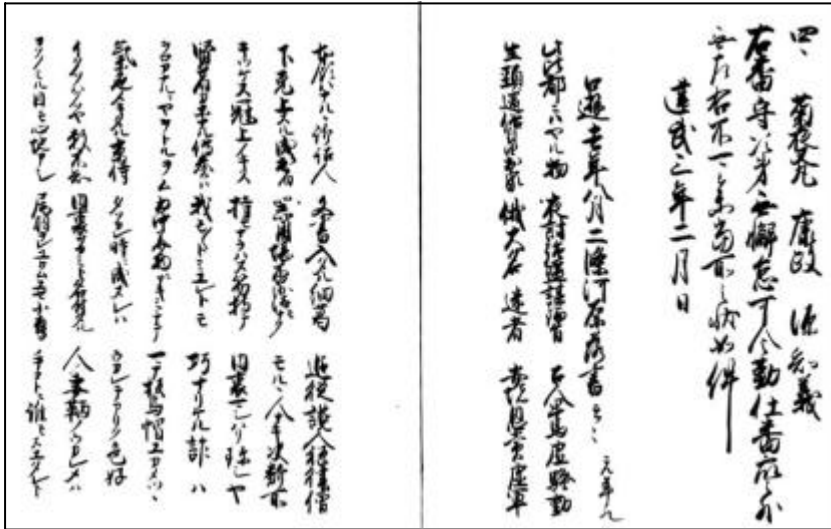
# 8 二条河原落書

にじょうがわららくしよ

## 知る／歩く

落書とは

落書は、時の権力者に対する批判や、



二条河原落書（内閣文庫蔵『建武記』）

社会の風潮に対する風刺などあざけりの意を含んだ匿名の文書のこと、

平安初期からその例を見ることが出来ます。詩歌形式のものを落首ともいいます。

建武元（一三三四年）八月、鴨川の二条河原（中京区二条大橋附近）に掲示されたといわれるのが二条河原落書です。長歌の形式をとるので落首であるともいえます。前年に成立した建武政権の混乱ぶり

や、不安定な世相を、風刺をたつぷりと籠めて描いているところに特徴があります。

この落書中の言葉によると、作者は「京童」であると考えられています。「京童」とは当時の京都市民をあらわす名称ですが、内容からかなりの教養人の手によるものであると推定され、建武政権の論功行賞に不満を持つ下層の公家などが作者に想定されます。

### 建武の新政

足利尊氏や新田義貞、楠木正成らの武力によって鎌倉幕府を倒した後醍醐天皇（一二八八～一三三九）は、正慶二（一三三三）年、新政権を樹立し、天皇親政の諸政策を積極的に進めました。翌年、年号を建武に改めたので、後醍醐天皇の政治を建武の新政といえます。

後醍醐天皇は、中央の機関として訴訟全般の処理にあたった記録所や、乱後の恩賞の公正をはかるため設置された恩賞方、所領に関する訴訟を処理していた雑訴決断所、主として京都（実質は禁裏のみ）の警備にあたった武者所などを置き、地方においては、守護制度によって有名無実となっていた国司制度を政治の中核としました。

### 建武政治への不満

後醍醐天皇はこうした体制のもと、徹底した天皇中心の政治を実現しようとしたましたが、武家所領の承認（本領安堵）は

天皇の命令によらなければならぬといった政策は、武家社会の伝統と特権を無視するものであり、武士らの後醍醐政権に対する不満と不信を生みました。

また、大内裏の造営の費用を武士に負担させようとしたり朝廷の恩賞が天皇側近によるえこひいきと賄賂によって左右されるなど、武家にとって不公平なことが多く、幕府政治の再興をのぞむ者がしだいにふえていきました。

#### 富小路内裏跡 中京区富小路通夷川下る西側

この落書が二条河原に掲げられたのは、後醍醐天皇の政治の拠点である内裏が二条富小路にあつたからです。

この富小路内裏はもともと、鎌倉時代に太政大臣であつた西園寺実氏の邸宅があつた場所で、それ以前には貞永元(一二三二)年頃に後堀河上皇が住んでいました。以後もしばしば天皇や上皇の住居として利用され、正元元(一二五九)年には後深草天皇が富小路内裏に住居を移し、その皇太子であつた伏見天皇が弘安十(一二八七)年にこの地で即位しています。



文保二(一二三二)年に即位した後醍醐天皇によって富小路内裏は、建武政権の中心地となりますが、建武三(一二三三)年、反乱を起こした足利尊氏の軍勢によって焼失しました。

## 読む

### 二条河原落書の全文

この二条河原落書は、八五調と七五調をとりまぜた物尽し形式をとり、『建武年間記』(建武元年から三年までの諸記録、『建武記』)のなかにもみることが出来ます。全文は『群書類従』雑部(続群書類従完成会)や『日本思想大系 中世政治社会思想』(岩波書店)に収められています。

なお、左の落書中の太字部分は後に説明を載せています。

### 口遊 去年八月二条河原落書云々 元年歟

此比都二ハヤル物

召人早馬虚騒動

俄大名迷者

本領ハナル、訴訟人

追従讒人禅律僧

器用堪否沙汰モナク

キツケ又冠上ノキヌ

内裏マシハリ珍シヤ

我モくトミユレトモ

ヲロカナルニヤヲトルラム

マナ板烏帽子ユカメツ、

タソカレ時二成又レハ

イクソハクソヤ数不レ知

人ノ妻鞆ノウカレメハ

尾羽ヲレユカムエセ小鷹

鳥トル事八更ニナシ

### 夜討強盗謀論旨

生頸還俗自由出家

安堵恩賞虚軍

文書入タル細葛

下克上スル成出者

モル、人ナキ決断所

持モナラハ又笏持テ

賢者力ホナル伝奏ハ

巧ナリケル詐ハ

為中美物ニアキミチテ

気色メキタル京侍

ウカレテアリク色好

内裏ヲカミト名付タル

ヨソノミル目モ心地アシ

手コトニ誰モスエタレト

鉛作ノオホ刀

太刀ヨリオホキニコシラヘテ  
 ハサラ扇ノ五骨  
 日銭ノ質ノ古具足  
 下衆上臈ノキハモナク  
 鎧直垂猶不捨  
 落馬矢数ニマサリタリ  
 遍ハヤル小笠懸  
 京鎌倉ヲコキマセテ  
 在々所々ノ歌連歌  
 譜第非成ノ差別ナク  
 犬田楽八関東ノ  
 田楽ハナヲハヤル也  
 鎌倉釣二有鹿ト  
 町コトニ立簷屋ハ  
 幕引マワス役所輛  
 諸人ノ敷地不<sub>レ</sub>定  
 去年火災ノ空地共  
 適<sub>たま</sub>ノコル家々ハ  
 非職ノ兵仗ハヤリツ、  
 花山桃林サヒシクテ  
 四夷ヲシツメシ鎌倉ノ  
 只品有シ武士モミナ  
 朝二牛馬ヲ飼ナカラ  
 左右ニオヨハ又事ソカシ  
 過分ノ昇進スルモアリ  
 仰テ信ヲトルハカリ  
 御代ニ生テサマ<sub>く</sub>ノ  
 京童ノ口スサミ  
 前サカリニソ指ホラス  
 ヒロコシヤセ馬薄小袖  
 関東武士ノカコ出仕  
 大口ニキル美精好  
 弓モ引又犬追物  
 誰ヲ師匠トナケレトモ  
 事新キ風情也  
 一座ソロハ又エセ連歌  
 点者ニナラ又人ソナキ  
 自由狼藉ノ世界也  
 水口フル物ト云ナカラ  
 茶香十炷ノ寄合モ  
 都ハイト、倍増ス  
 荒涼五間板三枚  
 其数シラス満タリ  
 半作ノ家は多シ  
 クソ福ニコソナリニケレ  
 点定 セラレテ置去又  
 路次ノ礼儀辻々ハナシ  
 牛馬華洛ニ遍満ス  
 右大将家ノ掟ヨリ  
 ナメントラニソ今ハナル  
 タニ賞アル功臣ハ  
 サセル忠功ナケレトモ  
 定テ損ソアルラント  
 天下一統メツラシヤ  
 事ヲミキクソ不思議共  
 十分一ソモラスナリ

還俗

還俗とは僧侶が俗人にかえることを意味し、復飾ともいいます。

古代中世を通じて、還俗とは、僧尼が罪などを犯すと俗名などがつけられ僧尼身分をうばわれることをいい、官人にとつての除名に類するものでしたが、南北朝時代以降、打ち続く戦乱は僧の自発的還俗をもたらしめます。

その最たるものが後醍醐天皇の皇子で天台座主の大塔宮尊雲法親王でした。尊雲法親王は還俗して護良と名乗り、建武新政権樹立に奔走し、征夷大將軍となりました

為中美物

新政府発足当時、後醍醐天皇から本領安堵の綸旨を得るため都鄙の往還が激しくなり、これによって田舎(為中)の料理が洛中に流入したと思われまます。

美物とは、おいしい料理あるいは食物のことを指し、特に魚・鳥のおいしいものをいいます。

ハサラ(ばさら)扇

鎌倉幕府滅亡以来、変化し続ける世相に、現世謳歌の風潮が蔓延するなか、華美な衣装などで目立つ様子を「ばさら」(婆娑羅)と呼びました。「ばさら」とはサンスクリットのバジラ(Bhāra = 金剛)から転訛した言葉で、南北朝時代には、近江の豪族の佐々木高氏(尊誉、一三〇六〜七三)に代表される熱狂的なばさら愛好の武家などが出現します。

また、派手で奇矯な行動や風体をはじめ技工・器具・装身具類にもばさら名を付けて呼称され、扇・団扇・絵馬などに

描いた粗放な風流絵を「ばさら絵」といい、ばさら絵を描いた派手な扇を「ばさら扇」といいます。

この落書で見えるように、ばさら扇は、細骨五本を片面張りとした蝙蝠かろうり（開いた形が蝙蝠の翼をひろげた形に似ているため）の地紙にばさら絵を施したものを指します。

#### 大口ニキル美精好おおぐちびせいこう

大口とは正装の袴にはき籠める下袴の一種で、四幅仕立てを原則とし、裾に括り緒を入れず、口広に見えることによりこの名称が付いたとされています。この大口には公家用（赤大口）・武家用（後張の大口）・幼年用（前張の大口）などの各種があります。

精好とは、縦糸・横糸共に練糸、もしくは横糸を生糸で織り出した厚手の美しい絹織物のことです。この大口に精好地を用い、上の袴を省略して着用することを「ばさら姿」といいます。

#### 犬追物いぬおうちもの

犬追物とは、騎馬で走狗を追物射おものいにする武芸のことで、鎌倉時代から室町時代にかけての武士たちが必須とした武芸の一種とされ、流鏝馬やぶさめ・笠懸かさかけとあわせて馬上三物ばじょうみつものといわれています。

騎射の練習は動物を追物射にすることが第一であり、『吾妻鏡』によると、寿永元（一一八二）年以来、牛追物の興行が認められ、犬追物はこれに代わって貞応元（一一二二）年より行われるようになりました。

#### 点者てんしゃ

点者とは、和歌・連歌などで他人の作品を評価するものことで、その部門の専門的な知識技術など全般にわたって権威があり、かつ公平な態度のとれる長老・宗匠格の指導者がその任につきまします。

#### 茶香十炷ちやうじゅうじゆ

十種類の茶を会衆に飲ませて、茶の銘柄を当てさせる鬪茶の遊戯を十種茶といい、同じく十種の香を嗅ぎ分けさせる遊戯を十種（炷）香といいます。「十炷」は厳密にいうと茶に用いませんが、ここでは「十種」と同音で、茶・香の両方にかけてたものと考えられます。

#### 篝屋かくりや

篝屋とは、鎌倉幕府第四代将軍藤原頼経よりのねが上洛した際、京都市中の治安維持のため、辻々に篝火をたくことを定めた命令が出され、その役を御家人らにわりあてたことにはじまります。篝屋の構造は落書が記しているように、五間・三間の板屋で楯を並べ垂幕たれまくを廻した形であつたらしく、『一遍上人絵伝』に篝屋の絵が描かれています。



江戸時代の香道具（高津古文化会館蔵）